

宿泊分野における外国人雇用適正化について陳情

2022年9月9日

観光庁長官 和田浩一 殿

一般社団法人 外国人雇用協議会
代表理事 原 英
理事兼政策部会副部長 牧 直道



【主旨】

2019年4月より施行された宿泊分野における特定技能外国人受入人数は、政府指針である2.2万人（2024年度まで）に対し、現在164人（2022年7月末時点）と、12分野の中で最も進捗が悪い状況となっています。当現状を踏まえ観光庁への要望を以下に陳情いたします。

【要望】

1. 在留資格の不適正な運用に関して

○事象

宿泊分野における「特定技能」の受入人数が伸び悩んでいる大きな要因として、適正ではない在留資格での雇用が常態化していることが挙げられます。

宿泊事業者での外国人の受入れ申請は、施設内の通訳業務として「技術・人文知識・国際業務」の在留資格での受入れ申請が多いです。しかし、その実態は当在留資格では許可されていない業務（客室清掃業務、調理業務、レストランサービス業務、等々）に従事させているのが通例となっており、不適正な外国人雇用が常態化している現状です。

○要望

出入国在留管理庁との連携による外国人受入れ申請時の在留資格審査の厳格化と、宿泊事業者の外国人雇用開始後における適正な在留資格での運用が行われるよう関係者への周知徹底と違反時の罰則強化。

○期待される効果

- ・適正な在留資格による外国人の雇用が行われ、実態ニーズに即した特定技能宿泊分野の受入れ拡大。
- ・適正な在留資格の運用推進。

2. 特定技能宿泊分野の業務に関して

○事象

特定技能宿泊分野では、その業務内容が「宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接

客、レストランサービス等、宿泊サービスの提供に関する業務」と規定されていますが、多くの宿泊事業者が人材不足に陥っている業務領域は特に客室清掃や調理です。しかし、現在の特定技能宿泊分野の運用規定では、主たる業務が客室清掃や調理は認められず現状と乖離しているため利用し難い制度になっています。

○要望

宿泊事業者の施設内の業務であれば、その業務内容を問わず従事出来る運用に変更。

○期待される効果

- ・人材不足の業務での就業が状況に応じて可能となり、実態ニーズに即した特定技能宿泊分野の受入れ拡大。
- ・適正な在留資格の運用推進。

以上